

議案第40号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例（平成22年久喜市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「26,300円」を「28,000円」に改め、同条第2号中「26,300円」を「36,400円」に改め、同条第3号中「36,900円」を「39,200円」に改め、同条第4号中「52,700円」を「46,500円」に改め、同条第9号中「97,500円」を「103,700円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「93,800円」を「99,800円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「79,100円」を「84,100円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「65,900円」を「70,000円」に改め、同号イ中「第8号」を「第9号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「58,000円」を「61,600円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 56,000円

第6条第3項中「ロ及びハ」を「ロ若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

12 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

介護保険法第 129 条に規定する保険料の改定等をしたいので、この案を提出するものであります。